

平成 22 年 6 月 30 日

各位

ニッセイ同和損害保険株式会社

「保険金支払サービス審査会」・「第三分野審査部会」の実施状況について

1. 保険金支払サービス審査会

弊社では、保険金お支払いの管理態勢をより強化する観点から、保険金のお支払い結果や保険金の不払いに係る苦情など、お客さまからの声に基づいて支払管理態勢の適切性を審査する「保険金支払サービス審査会」を平成 18 年 10 月から開催しております。

この審査会は、コンプライアンス担当役員の諮問機関で、社外弁護士を委員長とし、社内外の消費生活アドバイザーがメンバーとして参加しています。取り上げた事案については、その苦情の発生した原因や改善取り組み状況を確認するとともに、その過程で判明した支払管理態勢の課題や改善策について協議し、担当役員へ提言を行います。

平成 21 年度は審査会を 4 回開催し、合計 11 件の事案について審査のうえ、6 件の提言を行いました。累計では開催回数 17 回、審査事案件数 53 件、提言件数 56 件となっております。今後もこの審査会の機能を活かし、より適切な支払管理態勢の構築に努めてまいります。

2. 第三分野審査部会

第三分野商品[※]において始期前発病や告知義務違反などの理由により保険金をお支払いできないとする事案の適切性について、弁護士・医師の社外委員を含めて事前審査を行う「第三分野審査部会」を平成 19 年 7 月から開催しております。

※ここでいう第三分野商品とは、疾病または介護を事由として保険金をお支払いする保険商品をいいます。

平成 21 年度は 24 回開催(原則月 2 回)し、79 件の事案について審査いたしました。審査結果、および審査の概要は以下のとおりです。

平成 22 年度も継続して開催しており、引き続き保険金をお支払いできないとする事案の適切性の確保に努めてまいります。

【平成 21 年度第三分野審査部会実施状況】

審査内容	審査結果		
	お支払いできると判断した事案(件)	お支払いできないと判断した事案(件)	合計(件)
告知義務違反	10	25	35
始期前発病	2	42	44
合計	12 [※]	67	79

※「お支払いできると判断した事案」のうち、告知義務違反については、すべて「告知義務違反により保険契約は解除するものの、保険金はお支払いできるのではないか」との前提で審査した事案です。

また、始期前発病については、2 件とも始期前発病を適用した結果、「増額される前(発病時)の条件で支払う」とした事案です。

いずれも、審査部会において支払部門と異なった判断をした事案ではありません。